

令和3年度第1回

兵庫県後期高齢者医療審査会会議録

令和3年12月22日

兵庫県後期高齢者医療審査会

## 令和3年度第1回兵庫県後期高齢者医療審査会会議録

### 1 開会の日時及び場所

日時 令和3年12月22日(水) 11時00分から12時00分まで

場所 兵庫県庁第3号館6階第3委員会室

### 2 出席した委員の氏名及び種別

被保険者代表	井ノ末 利幸	兵庫県老人クラブ連合会副会長
同	政井 小夜子	兵庫県連合婦人会副会長
広域連合代表	森田 昭弘	芦屋市市民生活部長
同	松本 秀文	相生市市民生活部長
同	杉原 勝由	太子町副町長
公益代表	足立 正樹	神戸大学名誉教授
同	富山 恵二	兵庫県議会議員
同	生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長

### 3 議事の要領

別紙のとおり

以 上

事 務 局	<p>本審査会の定足数について、委員の皆様にご報告申し上げます。          本日は、被保険者代表委員、広域連合代表委員、公益代表委員それぞれ1名以上の出席があり、全体で8名と過半数を超える委員のご出席をいただいておりますので、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により定足数を充足し、本審査会が成立しておりますことをご報告申し上げます。          それでは、本日の審理に移らせていただきます。          足立会長どうぞよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、先程事務局より報告がございましたとおり、本審査会の定足数は充足されていますので、ただいまから、兵庫県後期高齢者医療審査会を開会いたします。          はじめに、本審査会規程第7条により、会議録の署名人を指名させていただきます。          本日の署名人に、松本委員と生安委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>( 了 解 )          ( 了 解 )</p>
会 長	<p>ご了解いただきまして有り難うございます。          どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会長の専決事項等について事務局より報告いたします。</p>
事 務 局	<p>本審査会規程第6条第1項により、前回の審査会以降に受理をした審査請求は112件で、そのうち70件は審理手続中であるため、次回以降の審査会でご審議いただくこととします。また、前回審査会前に受理し、未審議のものが11件あり、本日は、これを加えた53件について、ご審議をお願いいたします。          以上で報告を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、議事に入りたいと思います。          本日の審査会はお手元資料にありますとおり、議案1の50件と議案2の1件、議案3の2件の審査請求について審理を行います。          それでは、議案1について、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案1につきまして、お手元の資料によりご説明申し上げます。保険料額決定処分に対する審査請求でございますが、審査請求に係る処分の内容は全て保険料額の決定であるため、50件分一括で審理いただきます。          ( 資 料 に よ り 説 明 )          以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま議案1について事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言願います。</p>
委 員	<p>何人かの方が請求の理由の中で「剰余金を取り崩して保険料を引き下げてください」と書いています。保険料率決定にあたり保険者の裁量として、基金や剰余金の扱いがあると思いますが、仮に、「剰余金を取り崩して保険料率を下げてほしい。なぜそれをしないのか」といった請求がなされた場合、審査請求の対象となりますか。</p>

事務局 「特定の処分の取り消しを求める」という形式になっていれば対象となります。ただ、当該処分が違法かどうかを判断するにあたって、例えば、法律に「剰余金を充てなければならない」などの規定があれば、剰余金を充てていなければ違法という構成ができるのですが、剰余金や基金の活用は「できる」との規定になっているので、充てないから違法という構成はできないと思います。

委員 過去も含めて、保険料率改定にあたっては、基金の活用を検討していると聞いています。被保険者はそのような事実を知っているのでしょうか。広報はどのようにされているのでしょうか。

事務局 広域連合は、「剰余金を全額用いて最大限保険料を抑えた」ということはずっと周知していますが、「基金を取り崩さなかった」ということは周知していないと思います。

委員 政府の方針では、令和4年度に、一部の被保険者について窓口負担を2割にするとされていますが、令和3年度以前に2割化を理由に取り消しを請求しているものは、どうでしょうか。

事務局 審査請求の理由の中には、被保険者の後期高齢者医療制度への不満を述べるものもありますが、そういうものも審査会にあげて裁決しています。これらの不満は、処分そのものではなく、制度についてのご意見になりますので、裁決書の中ではそれについて判断していません。

会長 他にご意見がないようですので、裁決書案について、事務局より説明してください。

事務局 本議案の裁決案は棄却です。  
( 説 明 )

会長 この裁決書案について、ご異議はございませんでしょうか。

ないようですので、原案どおりとさせていただきます。事務局は所要の手続を進めてください。

会長 続きまして、議案2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案2の医療給付支給申請却下処分に対する審査請求でございしますが、お手元の資料によりご説明申し上げます。  
( 資 料 に よ り 説 明 )  
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいま議案2について事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言願います。

委員 一定、審査請求人の心情も理解できるのですが、必要性和緊急性の要件からは、支給申請の却下も制度上仕方ないと思います。

委員 この厚生省通知に照らして考えると緊急性の要件には当たらず、結論としては裁決の案に異議はありません。もっとも、最初に出てきた意見書では緊急性がよく分からなかったもので、改めて確認しています

が、そこでどういうやりとりがあったのかだと思えます。今回は緊急性を否定しましたが、わざわざ確認したのであれば、追記の書きようによっては請求が認められたかもしれません。緊急性がないことを確認したならいいのですが、わざわざ確認したのに認められない、というのはうまいやり方とは思えません。

委員 書き方によっては証明できたかもしれませんが、出てきた意見書を見る限り緊急性は認められないというのが処分庁の判断で、それについては私もそうだと思います。

委員 経緯として、最初に出された意見書ではよく分からないから追記して、というやりとりの中にどれだけのことがあったのか、ということで、やり方の問題だと思います。

会長 処分について、処分庁の主張を否定することはできない、ということでしょうか。他にご意見がないようですので、裁決書案について、事務局より説明してください。

事務局 本議案の裁決案は棄却です。  
( 説 明 )

会長 この裁決書案について、ご異議はございませんでしょうか。

ないようですので、原案どおりとさせていただきます。事務局は所要の手續を進めてください。

会長 続きまして、議案3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案3の保険料督促処分に対する審査請求でございますが、お手元の資料によりご説明申し上げます。  
( 資 料 に よ り 説 明 )  
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいま議案3について事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言願います。

委員 結論は裁決書の案のとおりで結構です。教えていただきたいのは、処分庁の弁明の中で、不達の証明がなかった、という箇所がありますが、不達の証明とは具体的にはどのような方法があるのでしょうか。

事務局 処分庁が郵便局に問い合わせたところ、郵便事故があれば、「その日に郵便事故があった」という証明は可能とのことでした。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 他にご意見がないようですので、裁決書案について、事務局より説明してください。

事務局 本議案の裁決案は棄却です。  
( 説 明 )

会長 この裁決書案について、ご異議はございませんでしょうか。

ないようですので、原案どおりとさせていただきます。事務局は所要の進めを進めてください。

会 長 今日議案は以上です。  
以上で予定されていた53件の審理が終了いたしました。何かご意見等ございませんでしょうか。

委 員 議案3に関連してですが、処分庁は事務的に扱っているような気がしますが、こういう重要なものについては、催促するわけですから、その方法についてもいろいろあると思います。例えば持って行くなど、いろいろな方法を考えていただきたいと思います。

事 務 局 ご意見については、処分庁に伝えたいと思います。

会 長 他にないようですので、これをもちまして、本日の審理を終了いたします。  
それでは、皆様方のご協力のお陰をもちまして、滞りなく、審議を進めることができましたことを、この場を借りまして御礼申し上げます。  
これをもちまして、兵庫県後期高齢者医療審査会を閉会いたします。ありがとうございました。